

令和元年度 緑区社会福祉協議会 事業方針

令和元年度は、第4期緑区地域福祉保健計画の策定に向けて、一層検討を進める年度となります。「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」（以下「身近事業」）の実践を基盤とした、住民同士のつながりの中で見守り支えあえる地域づくりに更に取り組むことが求められています。

緑区社会福祉協議会では、一人ひとりの困りごとを「自分事」としてとらえ、お互いに支えあえる地域づくりを、地区社協をはじめ区役所、地域ケアプラザ等はもとより、自治会・町内会、地域福祉関係団体、ボランティアグループ等と一体的にまた連携をとりながら進めます。地域においての生活課題等の解決は、喫緊の課題との認識のもと、取り組むべき事業、求められている事業を計画的に推進します。

また、法人および地域福祉活動の基盤強化に向けて、区社協事業の理解促進および賛助会員の新規加入に向けての取り組みを進めます。更に法人事務の適正化等コンプライアンスの意識向上を図ります。

【 重点取組 】

1 地域の支えあい活動の充実

(1) 生活支援体制整備事業

引き続き第1層の生活支援コーディネーターと地区担当職員が連携した第2層の生活支援コーディネーターの活動支援を進めます。また、企業、施設、NPO等とのかかわりを強めます。その上で、第1層生活支援コーディネーターの役割として区域の活動の創出のため、住民個々が抱える生活課題を見極め、高齢者の暮らしを支える仕組みづくりを進めます。

(2) 身近事業を基盤とした地域支援

制度の狭間にある個別の課題や困りごと等を、住民とともに解決する身近事業の考え方は地域支援の基盤となるものです。今年度は、制度の狭間でありながら、潜在化していると思われる生活困窮者（世帯）等に向けた「食」を通じた支援をモデル実施として取り組みます。この事業の実施にあたっては、民生委員・児童委員や地域ケアプラザ等・区とのネットワークによる推進を図ります。

2 地区社協活動の充実

地区社協はネットワーク組織としての強みを活かして地域の生活課題に向き合い、一人ひとりの困りごとを「自分事」としてお互いに支えあえる地域づくりを行う重要な役割を担っています。地区社協が、その強みを活かし身近な地域活動の支援が推進されるよう、地区社協分科会や役員会・定例会等を通じて、困りごとを支える地域づくりに向け支援します。

3 第3期地域福祉保健計画の推進・第4期策定準備

「みどりのわ・ささえ愛プラン」の協働事務局として、第3期プランの振り返りと併せて、第4期の策定準備を進めます。

区域計画重点テーマにおける区社協の役割は大きく、身近な地域での日常的な見守り体制づくり、障害児者の地域活動参加促進等、支援が円滑にできる仕組みづくり等を進めていきます。

4 障害者理解の促進

障害者差別解消法の施行により、公共交通機関や行政窓口等では、様々な配慮がされています。一方で、障害当事者からはまだまだ実感できないという思いも聞かれます。今年度は、地域住民への更なる障害者理解について、障害当事者が自ら発信できる力と機会を作りつつ、その促進をしていくための啓発、土台作りを積極的に進めていきます。また、地域住民のみならず企業・学校等への福祉啓発・福祉教育も併せて進めます。

5 コンプライアンスの取り組み強化

寄付金や募金・利用料等、区社協で扱う現金の管理については現金管理のルールを遵守し、紛失や盗難の起きない職場環境とするとともに、事故や事務ミスの防止に更に努めます。

また、法人事務については更に適正化に向けて努めます。

Ⅰ 法人運営

【財源】会費・市社協補助金・年末たすけあい配分金・団体負担金・預金利子

社会福祉法に則り、組織および財務活動について透明性を確保し、信頼ある組織運営に努めます。

会員組織である強みを活かし、会員間相互の情報交換・連携強化や特定のテーマについての課題検討を図るために、継続して分科会を開催します。また、会員向け全体研修や分科会の枠を超えた開催など、より効果的な分科会運営について検討・推進していきます。

1. 理事会・監事会・評議員会

(1) 理事会 (年5回)

(2) 監事会 (年1回)

(3) 評議員会 (年4回)

2. 分科会

(1) 地区社会福祉協議会分科会 (年6回)

①横浜市社協地区社協検討会との連動

地区社協について、市域で情報共有・検討する場へ参加し、分科会運営に活かします。

②ミニ研修会

テーマに応じて、分科会内研修会を行います。

(2) 福祉施設等分科会 (年3回)

①福祉施設間同士の災害支援共助の仕組みづくり

災害時の通信手段の不通を想定した、分科会施設間の回覧板実施訓練を実施します。

②社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進

社会福祉法人・施設の持つ社会資源を活用し、地域ニーズに対応できる地域貢献活動を各会員施設とともに進めます。

(3) ボランティア分科会 (年10回)

①区民まつり

ボランティア分科会のPRを区民に対し行います。

②ハーモニーふれあいまつり

ボランティア分科会登録団体で協力しボランティアのPRを来場者に対し行います。

(4) NPO等分科会 (年6回)

新しい地域人材の発掘を目的とした取組を検討します。

(5) 障害福祉当事者団体分科会 (年3回)

(6) 地区連合自治会分科会 (年2回)

(7) 民生委員児童委員分科会 (年1回)

3. 委員会

(1) 緑区社会福祉大会実行委員会 (年2回)

(2) 緑区社会福祉大会顕彰委員会 (年1回)

(3) ボランティアセンター運営委員会 (年1回)

(4) 緑区ふれあい助成金・緑いきいき助成金運営委員会 (年2回)

(5) 評議員選任解任委員会 (随時)

4. 会員促進事業

区社協の組織を拡大し、活発な会員活動のために、ボランティアセンターを活用している施設、様々な連絡会に参加している団体の中で社協会員未加入の施設団体には会員加入を案内します。

また、賛助会員の拡大を図るため、社協の事業紹介リーフレットや賛助会員募集チラシのリニューアルをすすめ、社協事業や会員メリットの効果的な PR に努めます。

5. 苦情解決の対応

ご意見箱や窓口等、あらゆる利用者からのご意見・苦情を要望として受け止め、常に利用者の権利擁護およびサービスの質の向上に努めます。

- (1) 迅速な苦情対応および防止策の検討
- (2) ご意見箱の設置および意見・回答の館内掲示
- (3) ヒヤリハットの取組推進

6. 情報公開

法人の定款、事業報告・決算報告、監事監査報告書及び現況報告書等の内容を、区社協ホームページ、広報紙等を活用して広く公開します。

7. コンプライアンスの取り組み強化【重点】

現金の管理について、関連規定等を再確認し、現金管理のルールを徹底します。また、紛失や事故の起きない職場環境とするよう努めるとともに、他事業所で発生した事故等を検証し、事故や事務ミスの防止に取り組みます。

また、万が一発生したことを想定し、連絡や対応の手順を再確認します。

// 広報啓発事業

【財源】区指定管理料・年末たすけあい配分金

区内における地域福祉活動の理解促進のため、様々な機会・媒体を通して、区社協が実施する事業や団体の活動について発信します。

1. 啓発事業

(1) 緑区社会福祉大会の開催

緑区において社会福祉に功労のあった方または、は社会福祉活動に協力援助された個人または団体に対する顕彰を行います。あわせて福祉活動の啓発や地域の福祉保健活動の推進のために、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進状況や取組状況を周知します。

(2) 緑区民まつりへの参加

区内の地域ケアプラザ等と協働し、地域ケアプラザ及び地域包括支援センターの PR を行います。また、ボランティア分科会としてもボランティア活動の啓発を目的に参加します。

(3)「ハーモニーみどりふれあいまつり」による福祉活動の啓発

ハーモニーみどり内の施設で協力して「ハーモニーみどりふれあいまつり」を実施し、広く社協のPRを行います。また、ボランティア団体、障害者施設、各種団体の参加協力を得ることで、それぞれの活動の広報啓発の機会とします。

2. 広報紙の発行

広報紙「社協だよりみどり」を年2回発行し全戸に配布します。また地域情報誌「タウンニュース」へ毎月記事を掲載します。

3. ホームページ

ホームページ（随時更新）を活用し、社協事業やボランティア情報、地域の福祉活動など福祉情報を提供するとともに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をもちいた新たな広報や情報発信を行います。

また、身体的制約や利用している環境に関係なく、利用しやすく、必要な情報が得られるように、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。

*「ウェブアクセシビリティ」とは、「高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」を意味します。

III 生活支援体制整備事業の推進【重点】

【財源】市社協委託料

高齢者一人ひとりが、安心して暮らし続けられるために、各機関・団体等が連携・協力する体制づくり・地域づくりを進めるため、平成30年3月に制定された「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた緑区行動指針」に基づき、区役所や地域ケアプラザ等と一体的に取り組みます。

1. 多様な実施主体と連携した高齢者の生活を支える仕組みづくりの創出

NPO、民間企業、社会福祉法人や福祉施設等、多様な実施主体と連携しながら、高齢者の生活を支える仕組みや社会参加の機会を増やしていくための取組みを創出します。

2. 第2層生活支援コーディネーターの活動支援

地域ケアプラザ等の生活支援コーディネーターと一体となって、高齢者の閉じこもり防止や介護予防にもなるような、身近な地域で行われている「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」等の地域活動の情報収集と活動把握を引き続き行います。

また、住民主体の地域活動の継続・発展や創出を目指した連携・協議の場を連合エリアや日常生活圏域で推進していけるような支援を行います。

3. 生活支援系の活動の拡充

生活支援に関わる地域活動グループの支援や住民が地域活動に参加する支援を行います。

IV 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

【財源】会費・市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金・福祉事業基金果実・国際障害者年基金

身近な地域や近隣での見守りやたすけあいなどの福祉活動を促進し、住民同士による「つながり」を活かした生活課題の早期発見・予防・解決の仕組み作りを進めます。また、推進にあたっては「みどりのわ・ささえ愛プラン」との関連性を意識し、地域団体や地域ケアプラザ等と連携し、地区特性に応じた支援を展開します。

1. 地域ケアプラザ等との連携

(1) 地域ケアプラザ等と一体的な地域支援

福祉に関する身近な相談機関・地域福祉の拠点として位置付けられている地域ケアプラザや地域包括支援センターと連携して個別課題、地域課題を把握し、地域関係者と協働しながら課題解決を図ります。

また、地域ケアプラザ等・区役所・区社協の三者が情報共有と検討を行う機会を定期的に設定することで、お互いの強みを生かした一体的な地域支援を進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営協議会、所長会への参加

地域ケアプラザとの連携を深めるため、各会に参加し、区社協事業への協力依頼・情報提供や「みどりのわ・ささえ愛プラン」「生活支援体制整備事業」に関する情報交換を行います。

(3) 地域活動交流コーディネーター連絡会の開催および研修会の実施

地区や区域の情報交換と共有を図るため、連絡会を実施します（年12回）。また、コーディネーターの共通課題への取組として研修会や勉強会の実施、地域活動交流の事業啓発を行います。

(4) 生活支援コーディネーター連絡会の開催および研修会の実施

地区や区域での生活支援体制整備事業の進捗状況や情報交換・共有を図るため、連絡会を実施します（年12回）。また、コーディネーターの共通課題への取組として研修会や勉強会を開催します。

(5) 地域ケア会議への参加

地域関係者と医療・保健・福祉の専門機関が集まり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備にあたっての課題解決を図るために地域ケアプラザ等で開催される地域ケア会議について、積極的に参加・協力します。

2. 地区社協の支援【重点】

(1) 地域のボランティアセンター等の運営支援

現在4地区で展開されている地区ボランティアセンターについて、継続して運営助成を行うとともに、地域ケアプラザ等と協力して支援を行います。また単位自治会やご近所同士でのたすけあいグループの把握と活動の支援を行います。

(2) 住民ささえあいマップの普及促進

住民ささえあいマップ推進にあたり、区社協で作成したリーフレットを活用し、地域ケアプラザ等と協働するなど、実施に向け前向きな地区を中心に具体的な推進支援を行います。

(3) 地域支援の展開

身近な地域での見守り・支えあいの仕組みを推進し、地域課題の早期発見から解決、予防の仕組みづくりを地域ケアプラザ等と協働で進めていきます。

（４）地区社協分科会の活性化による情報共有や課題検討の推進

分科会でのタイムリーなテーマ検討を通じた情報共有・課題検討の場づくりを推進します。また、ミニ研修会も継続して実施します。

（５）地区社協運営支援の強化

平成 29 年度に改訂された「地区社協のてびき」をもとに、地区社協が地域の福祉協議体としての強みを活かして、自治会単位やご近所での見守り・支えあい活動を推進できるよう、必要な研修の実施や役割の明確化など運営強化に係る支援を進めます。また、全地区社協を対象としたヒヤリングや区社協との情報交換会を実施し積極的に支援を行います。

（６）新規取組への財源助成による支援

地区社協が中心となって推進する地域課題解決に向けた新たな取組に対しては、新規事業立ち上げ資金助成等を通して支援体制の充実を図ります。

3. 制度の狭間で支援主体が見つげにくい課題への支援・解決のしくみづくり

（１）一人ひとりの困りごとに向き合う丁寧な相談体制の充実

気軽に相談できる人や、身近に支援してもらえない人がいないために困っている方について、地域ケアプラザ等や近隣住民と協力し、困りごとが個人にとどまらず、地域課題として解決の検討に向かうよう丁寧な支援を行います。

（２）新しい福祉ニーズへの対応

生活困窮世帯、目に見えない障害など、現行の制度に繋がりにくく、孤立しがちな困りごとへの気づきを大切にし、地域や関係機関と連携し相談対応に取り組みます。

（３）生活困窮者等への「食」を通じた生活支援【新規】【重点】

民生委員・児童委員や地域ケアプラザ等、区役所と連携をしながら、生活困窮者（世帯）等へ「食」を通じた生活支援を行うとともに、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守りささえあいの地域づくりを進めます。

- ①区社協・地域ケアプラザ等を窓口とした緊急の食支援
- ②地域での見守りささえあいづくりを目的としたひとり親家庭等へのおすそわけ会・配分会の開催
- ③区民への啓発を目的としたフードドライブや炊き出しキャラバンの実施
- ④活動を応援してくれるサポーター企業・団体の募集やボランティアの養成

Ⅴ 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進【重点】

【財源】年末たすけあい配分金

「地区別計画」と「区計画」を柱とする「第3期みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進及び第4期計画策定に向けた中間振り返り、評価を区役所と協働事務局として取組み、自治会や地区社協をはじめとする地域の方々や、地域ケアプラザ等の関係機関と協力して計画を推進します。また区域研修や地区概況シートの更新などを通して、地区支援チームの活性化を図ります。

1. 地区支援チーム会議の月例開催

地区における取組を住民が主体となって推進していけるよう、区役所・地域ケアプラザ等・区社協で地区ごとの支援チームを構成し、支援チーム会議を開催します（毎月）。

チーム会議での課題別シートの活用、会議の効率化、質の向上を図ります。

2. みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画の推進支援

各地区の福祉保健に関する課題解決に向けた地区別計画推進委員会の開催を支援するとともに、地区別計画推進事業費の助成（1地区5万円）を行います。

3. みどりのわ・ささえ愛プラン推進・策定委員会(仮称)の開催

第3期計画全般の推進について協議、ふりかえりおよび第4期計画策定に向けた「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会を開催します。

4. 緑区社会福祉大会における啓発活動(再掲)

社会福祉大会では「みどりのわ・ささえ愛プラン」重点テーマに関わる福祉活動の啓発、推進状況や取組状況等を広く周知します。

5. みどりのわ・ささえ愛プランのPR強化

第3期計画を区民に浸透させるため、推進計画のパンフレット配布、パネル展示、通信の発行を通して、広く区民に周知します。

VI 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

【財源】区指定管理料・利用料

指定管理者として、区内で自主的に福祉保健活動を行っている団体に対して活動の場を提供するとともに、地域・団体との関係性の構築を図るほか、情報の提供や様々な団体の意見を反映した管理運営に努めます。また、次期指定管理の指定に向けての準備を進めます。

1. 活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化

区内の福祉保健活動団体への活動の場の提供、利用促進、団体の活動支援を通して区内の福祉保健活動の活性化を図ります。また、拠点利用については利便性向上のため部屋の空き情報を定期的に提供し、利用率の低い部屋・時間帯について活用や拠点備品の整備の検討等、利用促進を図ります。

2. 利用調整会議の開催

拠点利用者を対象として利用調整会議（年2回）を開催し、拠点利用団体間の交流を図り、使いやすい拠点運営を行います。

3. 利用者アンケートの実施

利用者の声を拠点運営に活かすために、利用者アンケートを実施します。アンケート実施結果については、拠点内に掲示をする等広く周知をし、寄せられたご意見については、より快適な拠点運営の参考とします。

4. ご意見箱の設置と対応

拠点内にご意見箱を設置し、広く利用者の声を随時受け止める体制を整えます。寄せられたご意見については、対応改善方法を検討・実施するとともに、回答を拠点内に掲示します。

5. 施設の維持管理

老朽化した備品設備の修繕・整備を行い、快適な利用のために施設利用の維持管理を行います。

VII ボランティア活動の推進

【財源】区指定管理料・市社協補助金・年末たすけあい配分金・福祉事業基金果実・参加費

区内のボランティア活動の充実を図るため、相談調整を進めるとともに、地域の福祉活動の担い手の発掘や育成に取り組みます。また、学校や企業・地域に対し、障害者理解のための啓発活動に取り組みを進めます。

1. ボランティアに関する相談・紹介・人材育成

地域ケアプラザ等をはじめとした地域の身近な福祉の相談機関や区社協の各種事業を通して把握した個別の生活の困りごとについて、相談者にとって身近なボランティアによる支援を調整し、住民同士の支えあいにつなげます。

また、施設間ネットワークを活用した幅広いボランティア活動を促進し、趣味活動等を行う団体に対して、活動内容を活かしたボランティア活動の紹介を行う等、参加者の地域活動や福祉分野のボランティア活動参加への調整役を担います。

2. ボランティア研修事業

(1) 地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援

昨今のニーズの個別化が進む背景を踏まえ、地域や区域のボランティア情報やボランティアニーズに基づいたボランティア支援を行います。また、手話入門講座を開催し、聴覚障害者を支援するボランティアも養成します。

(2) ボランティア入門講座の開催

ボランティアセンターに新規登録したボランティアには、タブレットの活用をしたよりわかりやすい説明を行います。また、傾聴や生活支援に関するボランティア依頼が多いため、テーマ性をもった入門講座を定期的に開催します。

3. ボランティアに関する情報提供

「社協だよりみどり」の紙面を活用したボランティアセンター通信の発行（年2回）・タウンニュースへの情報掲載（年12回）・ホームページでのボランティア情報提供を（月1回）行います。

4. 福祉教育・啓発の推進

(1) 小中学校、地域、企業における福祉教育・啓発の実施

地域ケアプラザ等や地区社協と連携して、区内小中学校や地域、企業における福祉教育・啓発の実態を分析し、地域課題に応じた福祉教育・啓発の企画、提案をします。

(2) 区内小中学校で実施される福祉教育への支援【重点】

区内小中学校が福祉教育を取り組む際に必要な講師謝金等について助成します。

(3) 企業からの福祉教育・啓発に関する相談対応

企業で実施する社員向けの福祉教育・啓発に関する相談に対応し、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等を行い、また、企業の地域福祉貢献活動について支援をします。

(4) 関係団体や当事者団体と連携した福祉教育の実施

障害当事者による障害理解のための啓発ができるよう、関係機関や当事者団体等と連携し推進します。

(5) 教員を対象とした福祉研修（市社協と18区社協共催）

福祉教育をどのように進めていくかを共に考え、実際に学校で福祉教育に取り組むためのより効果的な工夫について引き続き市社協および18区社協協働で提案します。

VIII 福祉ニーズのある方への支援

【財源】市補助金・区補助金・県社協補助金・市委託料・区指定管理料・市社協委託料・県社協委託料共同募金配分金・年末たすけあい配分金・利用料

個別のニーズに対応するため、あんしんセンター、移動情報センター、送迎サービス、生活福祉資金貸付について直接相談窓口の運営と直接的支援事業を行っていきます。また、個別支援から地域支援という区社協の特性を生かし、ニーズに対応するだけでなく、そこから見えてくる本人の困りごとを近所で見守り、支援していくという地域づくりを進めます。

1. 障害者福祉関係事業

(1) みどり障がい児者支援ネットワークの実施

地域活動ホーム、福祉施設、学校、地域ケアプラザ、NPO 団体や当事者団体等の情報交換および区民・関係者への情報発信の場となるよう必要な支援を行います。

(2) 緑区地域自立支援協議会への参加

緑区地域自立支援協議会に参加し、区内の障害福祉関係施設・団体・事業所等の顔の見える関係を築くとともに、社会福祉協議会の事業についての周知を積極的に行います。

(3) 障害者の地域生活支援

障害者の地域生活を支援するため、みどりのこかげ（緑区障がい者後見的支援室）と連携するとともに、地域での見守り役である「あんしんキーパー」の発掘を支援します。

(4) 障害者理解の促進（再掲）【重点】

福祉教育・啓発や地区社協支援等を通して、障害者理解の促進について取り組みます。

2. 児童福祉・子育て支援に関わる事業

(1) 児童虐待防止に関する連絡会等への参加

児童虐待防止を目的として区役所が開催する連絡会等に参加し、関係機関との情報・課題共有を図るとともに、社協事業を通じて得た地域課題について発信し、積極的に地域や関係機関の取組へと繋げていきます。

(2) 子育て支援連絡会・子育て支援者交流会の開催

緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」・区役所と共催で、区内の子育て支援団体や関係機関と連携を図り、

区民が子育てをしやすくなるよう、支援者同士のネットワークづくりを支援します。全体会と地区別会議（区内を4エリア）、交流会（年1回）を開催いたします。

（３）学習支援・子どもの居場所・こども食堂に対する活動支援

子どもの学習支援を行うボランティア団体の活動に対する理解促進や、地域で新しく学習支援活動を立ち上げる団体への支援を区生活支援課、地域ケアプラザ等と行います。また、区内でこども食堂・子どもの居場所を行う団体の活動支援などを行います。

（４）子どもの居場所の運営

ボランティア団体と協働で、月1回程度、子どもが自由に利用できるフリースペースを運営します。

（５）交通遺児支援（見舞金・激励金の交付）

交通遺児に見舞金や激励金を交付します。

3. 高齢者福祉関係事業

（１）高齢者福祉に係る団体への支援

「緑区ふれあい助成金」や「善意銀行配分」を通して、高齢者食事サービス団体や高齢者サロン、地区リハビリ団体等の活動を支援します。

（２）認知症理解に係る地域活動への協力

地区社協が行っている認知症理解・啓発事業、認知症カフェなどの取り組みについて、地域ケアプラザ等、区役所と協働で支援します。

4. あんしんセンター事業・市民後見人活動支援事業

（１）日常生活自立支援事業の実施

高齢者・障害者の金銭管理や預金通帳など財産関係書類預かりサービスを中心とした日常生活支援を行います。また、支援にあたっては、区役所、地域ケアプラザ、障がい者後見的支援室「みどりのこかげ」、自立生活アシスタント事業実施機関等の関係機関や地域関係者と連携し、地域課題の発掘・検討へと繋げていきます。

（２）権利擁護に関する相談を通じた関係機関との連携強化

地域ケアプラザをはじめ関係機関や地域関係者と協力し、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談に対応します。

また、あんしんセンター事業促進のため、事業や成年後見制度の説明などを地域や施設等に出張し行います。

（３）増加するニーズにも対応した質の高いサービス提供

前年度契約件数を伸ばした実績をもとに、まだ潜在するニーズに対して契約者数の更新を進めます。更にサービスの質の向上をめざすために、地区担当者を含めたカンファレンスの充実を図り、ケースへの地域支援を進めていきます。

（４）市民後見人の活動支援

横浜市市民後見人バンク登録者への継続した活動支援を市あんしんセンター、区役所、地域ケアプラザ、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）等と協力して行います。また、サポートネット分科会を企画・実施し(全体会2回・分科会3回)、バンク登録者のスキルアップを支援します。

5. 移動情報センター事業

(1) 相談窓口での相談調整

移動に支援を必要とする障害者等に対し、移動支援に関する相談対応や、サービスの情報提供・ボランティアなどの調整を行います。相談対応にあたっては、ボランティアセンター、近隣区社協や他区の移動情報センター、学校その他の関係機関との連携を図ります。

対応の難しいケースについては、学校・区役所等関係機関や地域関係者等とケースカンファレンスを行うなど、「移動」支援の提供に留まらない、その世帯の「生活全般」への支援に結び付くようなコーディネートを行います。

(2) 情報発信と潜在している福祉ニーズの掘り起し

①「緑区移動情報センター通信」の発行（年1回）

関係機関や地域関係団体・ボランティア等に対して、事業や移動支援に関する情報を発信します。

②出張説明会の実施

個別支援学級や特別支援学校に出張し、先生や保護者向けに事業説明を行うことで、学校との連携を強化し、潜在したニーズの掘り起しを行います。

(3) 移動支援の提供に係る関係機関との連携強化

①移動情報センター推進会議の開催（年4回）

移動情報センターの運営について、情報共有や協議及び連携を図ります。

②移動支援事業者連絡会の開催（年2回）

移動支援サービスに係るサービス提供事業者との連絡会を開催し（年2回）、区内における移動支援サービスのネットワークづくりを促進します。

(4) 移動支援の担い手育成の強化

①ガイドボランティア養成講座・交流会の開催

身近な地域で移動支援に関わる担い手を育成するために、ガイドボランティア養成講座を開催します。また、活動者が日頃の活動を通して感じていることを共有できるよう、ガイドボランティアの活動者同士の交流会を開催します。（年2回）。

②横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱の実施

横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱を行い、身近な地域でのボランティアコーディネートを促進するとともに、ガイドボランティアの円滑な活動を支援します。

6. 横浜市外出支援事業サービスおよび送迎サービス事業

(1) 外出支援サービスの実施

市社協からの委託により、車イス利用者等の移動困難な介護保険対象者等に、福祉車両による送迎サービスを実施します。

(2) 送迎サービスの実施

外出支援サービスの対象とならない移動困難な障害のある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(3) 地域移送サービスの実施

区からの補助により、移動困難な身体障害のある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

外出支援サービス事業における本会の役割や、区社協送迎サービス事業の今後について、介護保険サービスを始めとした他の送迎サービス事業の状況を踏まえ、見直しを検討します。

7. 生活困窮者等支援事業

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得・高齢・障害などの理由により一時的に資金が必要な方に、貸付を通して、世帯の自立支援を促進します。(総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・生活支援資金・臨時特例つなぎ資金等)

(2) 区生活支援課と連携した相談支援

区生活支援課(生活困窮者自立支援事業に位置づけられた自立支援相談等)と連携し相談者の生活の立て直しや経済的な自立に向けた支援を行います。支援にあたっては関係機関や地域関係者、食支援を行う団体と連携します。

(3) 生活福祉資金貸付後の継続した自立支援

民生委員・児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸付金の返済が長期に渡り滞納しないよう連絡等を実施します。

(4) 生活困窮者等への「食」を通じた生活支援(再掲)

区社協独自の取組として、民生委員・児童委員や地域ケアプラザ、区役所等と連携をしながら、生活困窮者(世帯)等へ「食」を通じた生活支援を行うとともに、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守りささえあいの地域づくりを進めます。

8. 災害援護事業

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な事務局体制の確保

大規模災害発生時における、緑区災害ボランティアセンターの円滑な設置運営を確保すべく事務局の体制を確認し、区役所と協力した設営訓練を実施します。また平常時より緑区役所や地域関係者との連携を強化します。

(2) 地域ナビゲーターの養成

災害ボランティアセンターの機能や役割について理解し、平時より地域と協力関係を築き、被災した際には依頼を聞きだす協力や、災害ボランティアセンターまでつないでくれる「地域ナビゲーター」を増やしていくよう啓発し、研修等の情報提供をします。

(3) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

IX 共同募金配分事業

【財源】市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金・国際障害者年基金

区内の地域福祉団体の活動支援を行うため、共同募金等を財源とした各種団体への助成を行います。

1. 共同募金配分事業

赤い羽根共同募金を財源とする各種福祉団体への助成金については「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」へのステップアップを目指すことも鑑みながら団体への支援を行います。配分にあたりは透明性を高めるため運営委員会により配分を決定します。また、新規立ち上げ団体の申請は随時受付を行い、新たな活動を開始する団体への迅速な支援を行います。

これらの配分を通じ、助成団体の活動状況の把握、分析を行うとともに、助成団体からの活動や運営に関する相談にも対応していきます。

2. 年末たすけあい募金配分事業

地域の皆さんから寄せられた募金をもとに、各地区の要援護者支援事業や高齢者食事サービス団体、地域リハビリ活動団体等に適切な配分を行うことにより、支援が必要な方への地域やボランティアによる支援を進めます。

X 善意銀行事業

【財源】善意銀行寄付金

善意銀行寄託金品受入を推進するため、事業のPRに努めていきます。また、使途を明確にした企業を中心とした寄託金について、検討します。

1. 寄付の受入と配分

区民の皆さまから善意銀行へご寄付いただいた金品を、ボランティアセンター運営委員会の審議を経て、区内・地域で小規模な活動をしている団体や施設等に対して備品の購入・修繕に関する整備費や運営費などとして、地域福祉推進のために適切に配分します。配分先についてはより地域に身近な活動をしている団体に配分が行き届くよう、配分方法の検討をします。

また、遺言書を作成してご自身の財産の受取人やその配分先を指定できる遺贈による寄付も受けをしていきます。

2. 寄付文化の醸成への取組・寄託者増に向けた工夫やPR

寄付者（団体）に対しては、広報紙等への寄付者（団体）名の掲載や社会福祉大会での表彰を通じて感謝の意を表します。また、区内の寄付・配分に関する広報や寄付報告書を作成し、寄託者の増加に向けPRを強化するとともに、寄付文化の醸成を目指します。

XI 各種福祉団体の運営・協力

【財源】各団体による

各種福祉団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

- (1) 神奈川県共同募金会緑区支会
- (2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会
- (3) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部
- (4) 緑区保護観察協会
- (5) 緑区“社会を明るくする運動”推進委員会
- (6) 緑保護司会
- (7) 緑区更生保護女性会
- (8) 緑区戦没者遺族会

